

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和6年5月31日

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 安井誠悦

秋田市監査委員 三浦清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
高橋和典
山形県山形市城西町五丁目12番32号
櫻井康博
宮城県仙台市泉区上谷刈一丁目2番30-401号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで